

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称		豊島区基本構想審議会(第8回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		平成22年12月3日(金) 18時30分~20時30分
開催場所		議員協議会室(本庁舎4階)
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)後期基本計画(素案)について
公開の 可否	会議	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	原田久(立教大学教授)・岡本三彦(東海大学准教授)・後藤和子(埼玉大学教授)・ 長野基(跡見学園女子大学講師)・宮崎牧子(大正大学教授)・高橋佳代子(区議会 議員)・小林ひろみ(区議会議員)・石川智枝子(青少年育成委員会連合会会長)・ 仙浪博一(保護司会会長)・寺田晃弘(民生委員・児童委員協議会会長)・春田稔 (町会連合会支部長)・前田和加奈(中学校 PTA 連合会会長)・柳田好史(としま NPO 推進協議会代表理事)・大沼映雄(としま未来文化財団事務局長)・三田一則 (教育長) 欠席者5名
	区側 出席者	総務部長・施設管理部長・区民部長・文化商工部長・図書館担当部長・清掃環境部 長・保健福祉部長・健康担当部長・子ども家庭部長・都市整備部長・土木部長・教育 総務部長・会計管理室長・監査委員事務局長・区議会事務局長
	事務局	政策経営部長・企画課長・財政課長・行政経営課長・広報課長・施設計画課長

審議経過

1. 開会

企画課長： 定刻でございます。本日は蟹江委員、澤野委員、堀委員、大谷委員、水島委員からやむを得ずご欠席をされる旨のご連絡を頂戴してございます。岡本委員、長野委員、大沼委員からは遅れていらっしゃるのご連絡を頂戴してございます。本日、傍聴の方1名いらっしゃいます。それでは原田会長、よろしく願いいたします。

2. 議事

原田会長： それでは第8回になりましたが、基本構想審議会を始めさせていただきます。クリスマスの時期というか年末になってまいりまして、皆様お忙しいようですが2時間程お付き合いください。それでは今日の議題でございますが、今日の議題の中心は、後期基本計画の素案でございます。この素案についてご議論を頂戴するというのがメインでございます。ただしお手元にお持ちかと存じますが、いくつか素案に入る前に、これ迄議論していない部分が残っております。具体的にはこの素案に盛り込まれるべき、「公共施設の再構築・区有財産活用」そして「新たな行政経営のあり方」というものがまだ残っております。ここをまずご議論いただいた上で、この2つの全体の計画の中での位置づけをまずご説明いただいた上で、中身のご説明をお願いしたいと思います。その上で改めて素案のご説明を頂戴するという形にさせていただきます。ではよろしく願いいたします。

企画課長： それでは資料番号8-1と8-2をお取り出しいただきたいと思っております。ただいま会長からご発言いただきましたように、これ迄基本計画の計画事業ということで、今後5年間に渡って行政がどのような施策をどのような形で実施するのかということについてご議論を頂戴してまいりました。その後に来る部分ということで、行政が行うサービスという形で議論をさせていただいた後に、行政の本体はどのようなかということでございます。行政が持っている様々な施設や資産というものを今後どのような形で活用するのか、或いは協働という中で、サービスを提供する一方の主体であります行政の組織や経営というものが今後どのような考え方に基づいて運営されるのかということ、基本計画上に位置づけいたしまして、行政サービスを提供させていただくということございまして、計画事業の後に第4章・第5章という形で位置づけをさせていただくという部分でございます。それではまず『資料8-1 公共施設の再構築・区有財産の活用』について施設計画課長からご説明申し上げます。

施設計画課長： 『公共施設の再構築・区有財産の活用』ということでございますが、これは区が所有する「箱物」についての方針をまとめたものでございます。「1 公共施設等の再構築・活用に関する方針」ということで、(1)は公共施設の再構築・有効活用の必要性を謳っております。掻い摘んで申し上げますと前段は区の現状でございます。豊島区は194か所以上の公共施設がございまして、現在、高度成長期に建築した施設を中心に多くの施設が更新期を迎えておりまして、大規模改修等の費用が増加する傾向でございます。これらは確実に新たな財政負担が増えるということになってございます。また一方で社会情勢等の変化によりまして行政に求められるサービスも多様化し、また早いスピードで変化してまいります。こうした中で、区としましては身の丈にあった持続可能な財政構造の実現を目指すということで、「箱物」そのものを大きな経営資

源と位置づけまして公共施設の再構築・有効活用を進める必要があるということで謳ってございます。(2)は公共施設の再構築に関する方針でございます。これはまず①で申し上げますと、数を増やすということ、また維持するというを優先せずに老朽化の状況や施設の需要の変化を踏まえ、既存施設の機能をできるだけ集約するというで、公共施設の再構築を進めるということで謳ってございます。②につきましては、学校を中心とした施設整備と施設の適正配置でございます。区民にとって最も身近で、親しみのある「学校施設」を「地域区民ひろば」とともにコミュニティの拠点と位置付けております。また、区全域、中央・東・西などの色々な圏域がございしますが、施設の目的や性質に応じて一定の配置基準のもとに適正配置を進めることを原則にするということで謳ってございます。お捲りいただきまして2ページ目でございます。③は施設の多機能化・多目的化ということで謳ってございます。目的別に利用対象者を固定した施設の整備・運営を改めまして、既存施設の多機能化・多目的化による弾力的な対応を図ってまいります。出来るだけ新たに施設整備を行うことなく、多くの区民が柔軟に利用出来る形で施設再構築・有効活用を図っていくということでございます。④は施設の集約化・複合化でございます。学校の統廃合や区有施設の建替え時につきましては基本的に集約化・複合化を進めまして、無駄の少ない施設整備を目指すということでございます。また⑤では新たに必要となる施設整備経費の基本的な考え方を示してございます。新たに必要となる施設整備経費については、周辺施設を集約しまして区有財産の資産活用を図ることによって、財源を捻出し、一般財源の投入を出来るだけ抑えるということで行ってございます。(3)は区有財産の有効活用に関する方針でございます。①の施設の多機能化・多目的化は【再掲】でございますので省かせていただきます。②の資産活用の基本的な考え方は、公共施設の跡地等で、暫定活用や未利用、低利用の土地・建物につきましては、行政需要がある場合は設置・運営主体も含めて、民間活力の手法を用いた整備の検討をまず行います。その上で需要が低い所の場合、売却・貸付等の資産活用を進めまして、必要な施設の更新や拡充事業の財源としてまいります。資産活用にあたりましては、区民の方の意見を踏まえまして地域の状況を踏まえた用途指定等の条件を付す等、住環境の維持・向上に配慮した内容にするというものでございます。(4)は効果的・効率的な施設の管理・運営でございます。こちらは①の運営手法におきましては、公共サービスの内容や維持管理経費等を勘案しまして効果的・効率的な手法を導入するというでございませう。また、区民との協働の観点から、地域住民や町会、NPO法人等による自主管理による施設運営を積極的に進めるということで謳ってございます。もう1つ、②の利便性の向上では、こちらは例えばITの活用等によりまして、より一層、利用者の利便性を向上させるということで謳ってございます。3ページでございますが、(5)の施設の改修・建替え等の整備でございます。5つございましてまずは①既存施設の長寿命化ということで、施設の更新にあたっては計画的、予防的な修繕を進めて施設の長寿命化、財政負担の標準化を進めるということでございます。2点目、②ライフサイクルコストの削減ということで、建築物の生涯に必要な費用をトータルにとらえたライフサイクルマネジメントの視点に立った取り組みを推進するというでございませう。③快適性の向上ということでは、利用しやすい快適な施設を目指して、ユニバ

ーサルデザイン等に十分に配慮していくというところでございます。④の環境への配慮につきましては、ガイドラインに基づきまして環境負荷の少ない建築材料を使用し、屋上・外壁の緑化を始めとする様々な自然エネルギーの活用を図るとともにエネルギー利用効率の高い照明や冷暖房設備を導入してまいります。また⑤の時代の変化に対応可能な施設整備ということで、長く使い続ける施設として、先程も申し上げましたが日々変化する区民の需要に柔軟に対応する為、出来るだけ時代の変化に対応可能な施設整備を行っていくという内容でございます。4ページからは「施設別再構築・活用の方針」でございます。こちらは現在、再構築・活用の方針を検討しているものにつきまして、計画事業に含まれているものをあわせて【再掲】したものでございます。こちらは児童館から図書館迄の8つの施設種別について挙げてございます。その後は(9)学校跡地、(10)現庁舎地の活用ということで、こちらは作成中でございます。最後に6ページ目でございます。こちらが再構築の方針に基づきまして、この5年間に整備が決まっているものにつきまして抜き出して掲載したものでございます。学校跡地の再構築により、生まれ変わる施設ということで、長崎中学校跡地、大明小学校跡地、平和小学校跡地、日の出小学校跡地と4つがこの5年間で整備が決まっているものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

企画課長：では引き続きまして説明を続けさせていただきます。資料番号8-2をお取り出しいただきたいと存じます。1枚目の中段にイメージ図が出てございます。左側に課題ということで出てございます。財源や職員など行政経営資源としなくてはいけないものの増加を図っていくということが今後非常に困難になってくるということでございます。そうした状況に対応いたしまして右側でございますけれども、まず第1で、スリムで変化に強い行政経営を確立する必要があるだろうということでございます。2つ目の課題でございますけれども、この様な経済状況等の中で税収の増加が期待出来ない一方で、これ迄もご説明してまいりましたけれども、義務的な経費、或いはどうしても出さなくてはならないような固定的な経費というものについては増加をしていく傾向にございます。そうしたことから右側ですけれども2点目といたしまして、持続可能な財政構造を構築していく必要があるということでございます。3つ目でございますが、本格的な少子高齢社会に突入しつつございます。そうした中で、一方で行政ニーズというものは非常に多様化をしているということでございます。従来、行政が行うべきであった、或いは民間の資本が行うべきであった、というような明確な色分けが出来ないような新たなサービスを求める分野が増えているというようなことでございます。そうしたことから3つ目でございますけれども、多様な主体との協働による新たな公共の構築をしていく必要があるということでございます。実はその下に新たな行政経営システムの4・5・6ということで、新庁舎の整備に絡めましてそうした整備を契機としてサービスの向上を図る、或いは情報化の推進を図っていきたいというものをここへ挿入させたいと考えてございますが、ただいま区議会が第四回定例会の開催中中でございまして、庁舎の位置がどういう状態になるのかをまさにご審議をいただいている最中でございます。その審議の結論を待たずに、ここにあたかも審議が終わったような形で記載をするということはいささか不見識でございますので、作成中とさせていただきます。議会の最終日が10日でございます。

いまして、その結論を待って、この後ご説明申し上げますが、パブリックコメントを出す際には、議会での審議結果を踏まえた形でのものを挿入させていただくというものでございます。それでは次のページをご説明させていただきます。

行政経営課長：

1番の「スリムで変化に強い行政経営の確立」という課題につきまして、ご説明いたします。今後、少子高齢化社会や人口減少社会等非常に大きな変化が予想されております。そういった中で福祉サービスを中心とした行政需要が増加をしていきます。一方で費用負担をしていただく区民の方が減少していくということで行政経営を行う上で非常に厳しい状況ということが見込まれております。更に、現在地域主権改革等が進められておりますけれども、これらの動向や今後予想されないような社会経済環境の変化ということもありうるということでございます。本区ではこれ迄の抜本的な行財政改革を進めまして、一定の成果をあげてきておりましたけれども、将来に渡って持続可能な区政運営を進めていく中で、こうした変化に強い区政運営が求められているということで不断の改革が不可欠という状況でございます。具体的に2つの視点で挙げさせていただきました。1番に「簡素で効率的な執行体制の確立」ということでございます。少数精鋭の執行体制を実現することで、財政の硬直化の要因ともなる人件費を抑制するというところでございまして、現在、区では「新定員管理計画」というものを策定いたしまして、現在2000名強の職員数を今後の5年間で200名削減し、適正化を図っていくということを計画しておりまして、これを着実に実施していくことを掲げております。更に職員一人一人の仕事の進め方を根本から見直すことと区民サービスの向上やコスト縮減に寄与出来る業務につきましては民間委託・民営化、指定管理者制度等の民間活力を積極的に活用していきたいと考えております。また区民意識の多様化や行政課題の困難化ということも影響されますので、そういった所も対応出来るような組織ということで、既存の組織の枠にとらわれない機動的な組織体制ということで掲げておりまして、具体的にはグループ制の更なる活用、組織の再編等という所でございます。更に現在、非常に職員の年齢構成等が従来と大きく変化しておりまして、更に常勤職員以外の様々な職員が入っておりますので、そういった中で将来に渡って行政の専門性や組織力の維持向上が求められますので、対応出来るような人材の活用、確保を課題として掲げております。この点につきましては専門職の採用や豊富な知識や経験を持つ再任用職員の活用という所が具体的な対策として挙げられております。続きまして(2)の「ガバナンスの強化」、組織の内部統制の強化という意味でございます。まず①として、戦略的な政策決定手法の充実ということで掲げさせていただきました。めまぐるしく変化する時代におきましても、区長が区民や議会との情報共有を図りながら、しっかりしたビジョンを持ちまして中長期的な視点に立った意思決定を行う為には、関係する職員がトップマネジメントの補佐機能を果たすということが求められています。現在、区ではこういった意思決定の過程といたしまして重要な政策決定ということでは政策経営会議、それから区の基本方針の策定という所につきまして未来戦略創出会議という所が組織をしておりますけれども、こういった体制を更に強化をしていきたい所となっております。続きまして②のマネジメントサイクルの確立による事業の再構築ということでございます。限られた財源を、真に行政が主体となって取り組むべき施策や事業に充てる、優先順位をつ

けて選択と集中を図るといふことですが、こういった中には、計画、実施、評価、改善のいわゆる「PDCA」のサイクルを確立することが求められます。そういったことで経営資源、人的資源、財政資源を適切に配分することが必要になっております。具体的な指標といたしましては、現在、国では事業仕分けといふことで行われておりますけれども、本区でも行政評価といふことを毎年実施しております、この行政評価制度でございますが、区が実施する事務事業等を多角的に点検・評価するといふことで、PDCAのサイクルに不可欠な制度であると考えております。この制度を活用いたしまして、この基本計画に基づく実施計画や予算編成、目標管理、定員管理等に活用する仕組みを構築していきたいと考えております。また財源に限られておりますので、新たな事業を展開するだけでは財政的にも非常に厳しいといふことがありますので、新たな事業を展開するにあたっては、既存事業の見直しを図るといふ所をルール化する仕組みを作りまして、実効的に持続可能な行政経営システムを推進するといふことで挙げさせていただきました。以上でございます。

財政課長： 引き続きまして3ページの「持続可能な財政構造の構築」を説明させていただきます。これ迄の経緯といたしまして、バブル崩壊後も、「身の丈」を超えてしまい、若干貯金を崩した、或いは借金を沢山してしまったといふことで、平成11・12年位の折には、今で言えば夕張市のおかれた状態を研究しなければならないような状況に迄至ったといふのが3行目にあります、未曾有の財政危機といふような表現でございます。それから10年間努力を重ねてまいりまして、行財政改革といふことで区民の皆様にも非常にご協力をいただいた中でようやく健全化といふ道筋が見出せたといふことでございます。

しかしながら当面の課題としては、まだまだ貯金が少なく借金が多いといふ問題、それから以前にもお話しましたように扶助費と書いてございますが、生活保護や高齢化に対する備え、或いは子育てのような問題についての義務的な経費も非常に増えてまいります。そういった問題、それから先程もありましたように施設が沢山、190以上ございますので、それらをどう維持していけばいいのかといふような問題が山積しております。こうしたことから、1つは毎年、「身の丈」にあった、無理ない財政運営をしなければならない、もう1つはストックの面でも盤石な、ちょっとやそつとでは揺るがずに、毎年経常的なサービスを提供出来るような体にならなければならないといふことで書いてございます。

その為にといふことで5つ程、ここでは目標を掲げてみました。5つの目標のうち2つが毎年のフローの問題でございます。後の2つがストック、貯金や借金の問題となっております。

1点目、「経常収支比率」でございます。1行目にありますように「経常的経費」ですが、毎年大体出るといふような額でございます。人を雇ってれば払わなくてはならない人件費、或いは過去にも借金がございますのでそれも払わなければならない、いふようなものが経常的経費でございます。2行目に「弾力性」といふ言葉がございますが、反対は硬直しているといふことでございまして、弾力的にしたいわけでございますが、気をつけないと硬直的、或いは融通が利かない、毎年の予算の自由が利かなくなってしまう、色々なものに対応出来なくなってしまうといふことでござい

ます。これらをチェックする指標として、全国的に使われているものですが、現在それが83.5ということで、80を超えております。70～80以内が適正だと一般的には言われておまして、それを目指していきたいと考えてございます。その為にはどうしたらいいのかと言いますと、先程申し上げたような人件費、或いは公債費、これを抑えなければ他のサービスにまわせません。

従いまして②では人件費の比率を下げるということで、現在は22.5で、5年後に20パーセントというのはたった2.5ではないかという感じですが、金額にしてみますと、23年度はこれから予算編成でございますが、216億位が人件費になります。これを5年後20パーセントということは大体200億位にするということで、金額にすると10億から20億の間の削減を図らないとこの様にはならないということでございまして、先程の説明で申し上げたような定員管理というものを着実にやらなければこうならないということでございます。

4ページをご覧ください。③ということで「公債費比率」ですが、これは借金を返している額が毎年の規模に対してどの位重いのかということでございます。現在は9.4パーセントということで、23区の中で21位ということは、悪い方から3番目ということでございます。5年後の目標として5パーセント程度と書いてございますが、現在の23区の平均が5.4パーセントでございますので、現在の平均を目指して頑張っていくということでやっていきたいと考えております。

4番目に今度はストックの話でございますが、基金や借金を1人あたりに換算した時にどうなっているのかということでございます。現在は22年度末の見込みでございまして、貯金が188億、借金は350億円になりましたので、まだ162億円程借金が多いという状況です。これは既に23区ではプラスの所が殆どということで、平均値もプラスになっておりますが、1人あたりにすると、豊島区は6万1千円の借金を抱えているということになります。この1人あたりでも、21年度末では23区中22位という結果になっておりますので、これを出来る限り、基金と債務がちょうど同額を目指して、プラス・マイナス・ゼロということで、丁度200億になるかどうか分かりませんが、そのような目標を掲げております。

最後に今申し上げた基金の部分でございまして。歳入が景気の変動で入ってきたり、入ってこなかったりいたします。今は不景気ですが、2年位前ですと税収が良かった時もございました。そういう大きな波があっても、同じようにサービスを提供出来るようにということで設置しておりますのが、この「財政調整基金」でございまして、これについては豊島区の規模ですと約120億程度ほしいという所でございまして、現時点での今年度末の見込みは57億であるということでございます。これもなんとか目標の規模にしていきたいと目標を立てた所でございまして。以上でございます。

企画課長：最後の部分、「多様な主体との協働による新たな公共の構築」についてご説明したいと思っております。現在の基本計画でございまして、区民との協働が非常に重要であるということで地域経営の方針としてございましたが、今回あらゆる主体が参画をするまちづくりということが地域づくりの方針に位置付けたいと考えてございます。ここでまた改めて協働ということですが、行政経営の視点からの協働について、ここで触れているということでございます。前回の基本計画策定時に新たな主体との

協働ということで、協働、協働と当初、事務局案を出しました所、協働、協働と働かせることを言うのではなくて参画をしてもらうことを第1に考えるべきだというご指摘がございまして、まず中段下段に書いてございますが「区民参加の推進」を第1に考えて、その上で「協働の推進」を図るという考え方を前回取ってございますが、この考え方に変更はございません。一番下の所でございますが「区民参加の推進」を図る為には「情報の共有、説明責任と透明性の向上」を図るべきであるということでございます。ページをお捲りいただきまして6行目あたりでございますが、透明性を図った上で「政策形成過程への参加の促進」を図ることが必要ということでございます。その上で中段でございますが「協働の推進」を図っていくということでございます。この「協働の推進」を図っていく上での考え方は下のイメージ図でございますが、まず行政がコーディネーター役を担うということでございます。その上で「協働」を区政運営の基本に据えて、政策形成を行い地域に根ざした個性ある効果的な施策や事業を展開していくということが行政運営の基本であると、それぞれそうしたことに必要な色々な考え方をイメージとしてまとめているということでございます。以上でございます。

原田会長： ありがとうございます。先程ご説明いただいた中の前半は公共施設ということでございます。後半が財政と行政経営、どうやって効率的に役所を運営するのかということと、どういう形で区民と一緒に物事を決定し運用していくのかという話でございました。特に前者の方については前回迄の議論では施策の事業のあり方を議論してきましたが、施設の運用の仕方によってはそうした施策事業が展開出来ない程お金がかかってしまうこともあります。他方で施策の事業を展開するにあたって重要な役割を担うのはこの施設でもあります。どういう形で効率的にこうした施設を運用していくのか或いは利活用していくのかということが前者でした。それとお金の話、役所内部の話、区民との関係についてご説明を頂戴しました。ご質問、ご意見を頂戴しようと思っておりますがいかがでしょうか。

I 委員： まず、公共施設の再構築について、施設再構築の基本的な考え方「数から質への転換」の所の2行目で、既存施設の機能を出来るだけ集約する方向で進めるとありつつ、2ページを見ますと施設を多機能化・多目的化するとあります。ということは、機能は集約していないのではないかと思ひ、ちょっとここは矛盾していると思ひますがこれはどのように考えればいいのでしょうか。

原田会長： いかがでしょうか。

施設計画課長： 1ページ目の、機能を出来るだけ集約する方向ということでございますが、例えば1つの施設がありまして現在が1種類の機能しかないといった場合に、それだけでその施設が有効活用されているかというところとは限らないということで、様々な機能を付加することによって、その施設が更に有効活用が深まるということもございまして、例えば集約ということと言いますと西部地域複合施設がございまして、周辺の施設を集約することで1つの建物にして、その施設の有効活用を更に図るということもございまして、それは施設の中に入っている現在の事業がどういうあり方なのか、今後はどういうあり方が良いのかを踏まえた上で、どういう施設の活用を目指すのかということになってまいりますので矛盾をしているということではないかと思ひま

す。

I 委員： つまり機能を集約するというよりは、数を集約するというをおっしゃりたいのではないのかと思いました。機能そのものを集約するというのは、「1つの機能に集約する」というイメージを持ちますが、そういう意味ではないということですね。

原田会長： 恐らく数から質への転換ということであれば、施設を可能であれば必要に応じて統合して、統合した後の施設の多機能化を図るという理解ではないかと思いますが。

施設計画課長： そういうことです。

原田会長： そういうことであれば、既存施設の機能というよりは、どう表現すればいいのかこのあたりは一見矛盾するような所がありますので修正を願います。

I 委員： 一か所にまとめますと、必ずしも良いことばかりではない、複合施設が全て多機能にすればする程矛盾も出てくるということで、西部区民事務所の建替えの所では、この前地域の説明会がありました。今は1階に図書館があるのに幾つか集約することによって図書館が3階以上になってしまいました。図書館というのは、ふらっと入りたいので1階にしてほしいというような要望が幾つか出ていまして、集約すれば本当にいいのかというと、それについては反対というか好ましくない結果が起きるということを指摘させていただきます。以上です。

原田会長： ありがとうございます。是非意見としてお聞きください。やはり私が思うに、こういう方針というのは作れば作る程、何故この施設をこうしたのかがわかりにくくなるということになるのでしょうか。例えば方針だけでも5つあるわけです。5つが綺麗に矛盾することがなければ、こんなに簡単なことはないわけですから、問題としては方針がどういうものかというよりは後ろの方の「施設再構築・活用の方針」で、この特定の方針に基づいてこうしたのだということを書いていくことの方がより重要と私も考えます。是非ご検討ください。

P 委員： 8-2の方でもよろしいでしょうか。この部分につきましては前もお話をしたかもしれませんが、「協働」の「働」の働くという字と、「動」という字についてなんです。動くことと働くことということで先程もともに働くという話もあったと思いますが、テーマとして協働で「働く」という字を使って、中の説明の中でともに「動く」という字を使っているわけですが、その辺の使い方が明確ではないことと、我々の中ではどうしても、他の自治体では大体ともに働く方の「協働」を使っているのではないかと思いますが、ちょっとご説明をお願いします。

企画課長： 申し訳ございません。働くという字を使っているつもりでございました。変換ミスでございます。訂正させていただきます。

原田会長： 公共施設の再構築もそうですし、財政の所は違いますが行政経営の所、また協働の所、何か豊島区らしい所はないのかしらと思います。施設の所で言うと、少しハードの話がございましたが、私が著作権を無視すれば中野区に持って行って中野区と書いても綺麗に使えるものです。何か豊島区の地域特性であるとか、現在置かれている状況、財政は勿論違いますが、そうした所が少しあればいいなと思います。どの場面でも使えるものというのは勿論ありますが、もしそれであればどこでも解決出来ているはずで、そうでないものがあるからこそ各自治体がそれぞれ検討しているのではないかという気がいたしますので、何か豊島区らしさを少しちりばめてくださればという

お願いでございます。他にはいかがでしょうか。

M委員： 8-1の4ページの所の区民ひろばについてなのですが、区民ひろばというのは元々児童館と、ことぶきの家を機能として2つを繋げたということだけなのかの確認です。指針としては「世代を超えた交流の場」ということになると、ジャンプの問題も含めて、指針を明らかにしていただきたいと思うのは、この区民ひろばに中高生を対象として考えているのかどうかということが第1点です。もしこれを考えているならばジャンプは要らないです。それから障害者のことも含めて今回新たに障害者の自立支援ということで、地域で支えていくという方針が出ていると思いますが、この区民ひろばにそういう機能を付加していくのかどうか、です。未来戦略推進プラン2010の中で区民ひろばの改修工事が載っているわけですが、それを含めてその指針がはっきりしないと無駄なお金を使うようなことになるのではないかと危惧しているのですが、その点についてどこかにその指針を明らかにしていただければありがたいと思います。

区民部長： 区民ひろばでございますが、小中学生を対象にはいたしてございません。この前も質問を頂戴いたしましたが、課題としましては私どもも同様の認識でおりますが、現在は就学時前の乳幼児、子どもをターゲットとした施設と考えてございます。尚、障害者の利用につきましても同様でございますが、事業といたしましては各ひろばで小中学生が参加していただくような事業は展開してございます。ただ、計画期間の中でご指摘がありましたような層をひろばの対象にするというような方針・指針は持っていないというような現状でございます。重ねて申し上げますが、頂戴いたしました意見は将来、大きな課題だと考えてございますので、ご心配の齟齬が生じないように充分検討してまいりたいと考えております。

M委員： ただ区民ひろばが小学校のコミュニティの大事な核になると設定しているわけです。そうすると今除かれたものが、どのように展開するのかがすごく大事なことになると思いますので、是非ともどこか近い時期にお示しいただければと思います。

区民部長： その様な認識で取り組んでまいりたいと思います。

原田会長： ありがとうございます。他にも案件がございますので、また進めさせてください。ということで一応、ざっとですが計画の素案を作る際の資料について全部議論いただいたということになります。続いて次は本題でございます、よろしく願いいたします。

企画課長： 素案の構成をご説明させていただく前に、これ迄事務局の方で資料を出ささせていただきましたして、7回に渡ってご審議をいただきました。今の段階ではそれぞれ持ち帰って検討するというのでございました。これ迄ご提案させていただいた事務局からの資料が皆様からのご指摘を受けてどの様が変わって、最終的に素案に盛り込まれるのかということをもとめたものが資料番号8-3、8-4、8-5でございます。これについてご説明させていただきたいと存じます。

まず8-3をお願いいたします。この8-3でございますけれども、基本計画の体系をご説明させていただいた際に、その体系が意味するものは何かということで文章を出させていただいたものでございます。それぞれご意見を頂戴したということでございます。いくつか主なご意見を、これだけではございませんけれども、ご紹介させ

ていただきたいと存じます。まず8-3をお捲りいただきますと1ページでございます。まず構成について申し上げますと、一番左が修正案で皆様のご意見を頂戴してこう修正しました、ということをお示ししてございます。真ん中の段でございますが、審議会の提出案ということで、前回この審議会で事務局から提出させていただいた時の文章がこうであったということでございます。一番右端の備考欄でございますが、その事務局で出させていただいた資料について、どの様なご意見を頂戴したかという様なことが備考欄に記載をしてございます。上から3段目でございますが、第3回の審議会でP委員から地域協議会についてももう少し重視をしてもらいたいというご発言がございました。そこで修正案の所、下線が引いてございますけれども、多様な区民と地域団体のネットワークづくりや「地域協議会」の導入に向けた検証を行う、という形で地域協議会に関する部分の記述を膨らませたという対応をさせていただいてございます。2ページ目をお願いいたします。一番下の段でございますが、ソーシャルインクルージョンということに関しまして何人かの委員の方からご発言を頂戴しております。例えば中段のI委員からでございますが、ソーシャルインクルージョンという言葉は具体的に何を指しているのかわからない、わかりにくい、ということがございました。左側の修正案でございますが、ソーシャルインクルージョンという部分の⑤を生活困窮者等への自立支援の強化、という形で表現を改めさせていただいております。3ページをお願いいたします。下から2段目でございます。第2回の審議会におきましてI委員から「予防接種ということを明確に位置付けるべきだ」、というご発言を頂戴しました。修正案の所でございますが④の健康危機管理の下から3行目でございますが、安全な生活環境の確保と予防接種等の健康対策を推進するという形で入れさせていただいております。2枚お捲りいただきまして5ページでございます。上から4段目でございますが、第3回審議会でB委員から「低炭素地域社会の実現ということをもう少し他の施策とリンクしているということを記載するべきである」、とご指摘がありまして、修正案の様に文章を追加して訂正してございます。また下から2段目2列目でございますが、これも多くの委員からご指摘がありました「3R」という単語はこれでいいのかということがございましたが、B委員から「日本から発祥して世界で使用されている、ただし解りにくいので説明をつけるように」、というご指摘がございました。修正欄の所にカッコ書きでございますけれども、3Rというのは発生抑制、再使用、再生利用ということを表す英語の頭文字を取ったものであるという説明を加えてございます。次の6ページをお願いいたします。下から2段目の2列目でございますが、第3回審議会でG委員から「住宅施策と福祉施策の融合について」、という様なことをご指摘をいただいて、尚且つそこで原田会長から「福祉の視点から質の高い住宅を確保する視点を盛り込んでどうか」という様なご示唆がございました。修正案の所でございますが、ケア付き住宅の供給促進など福祉施策と連携した、という形で文章を追加させていただいたというものでございます。一番最後の10ページをお願いいたします。M委員から「文化と芸術の単語の使い方がかなりまちまちになっているのではないかとご指摘を頂戴いたしました。かなり色々な所で芸術、文化ですとか使い分けをしてございましたが、芸術文化という様に文化と芸術を併記している部分を全て「文化芸術」という様に文言等の訂正をしているものでございます。

続いて資料番号8-4をお願いいたします。ご紹介をしたい所は色々ありますが、表紙をお捲りいただきまして1ページ目の一番下に「がん検診の受診率」がございまして、右から2列目の所が委員発言になります。第2回の審議会でG委員から「22.5パーセントという豊島区の目標を出しているが、50パーセントという全体の国の目標を超えるようなものを指標とするべきではないか」という様なご指摘を頂戴した所でございます。そこで右の列の修正案の所でございますが、「22.5パーセントは区が実施するがん検診の受診率目標である。職場や個人検診の結果を加味した意識調査での目標値(50パーセント)ということのカッコ書きで22.5パーセントの下に併記をする」という形で修正したものでございます。

資料番号8-5をお願いいたします。ページお捲りいただきまして1ページをお願いいたします。左側が事務局から審議会に当初出させていただいた体系の案と申しますか、計画事業をこういう形で盛り込んでいきたいということでございました。それに対して矢印が混雑してございますが、中段の所でこの時はI委員、A委員、会長からもご指摘がありました。【再掲】の取り扱いがわかりにくいということ、それから事業内容を精査した形で基幹事業との見直しをするべきであるという様なご指摘を頂戴いたしまして、その矢印に記載をしている様な組み換え等を行っているということでございます。2ページお捲りいただきまして、3ページをお願いいたします。左側の「1 福祉コミュニティの形成」の10番目の事業である「一人暮らし高齢者等実態調査及びアウトリーチ事業」に関しまして、C委員から「これはむしろここではなくて、地域ケアシステムの構築、という形で位置づけられる事業ではないか」というご指摘を頂戴して、矢印の様に地域ケアシステムの方に移動をしているということでございます。また、併せて事業名について若干の修正をさせていただきます。次の4ページをお願いいたします。健康分野の所でございますが、左側では「健康づくりの推進」の部分为重点施策という位置づけをさせていただきますが、G委員から「区の最重要課題として取り組むべきがん対策が重点施策ではないのか」というご指摘を頂戴いたしまして、この健康分野の「2-3 健康」に関しましては「がん対策の推進」を重点施策という形で変更をさせていただいております。次のページ、5ページをお願いいたします。左側の所は審議会に提出させていただいた事業概要が上段に書いてございまして、その下にその事業に対していただいたご意見を記載してございまして、その下に修正をしたものを記載してございます。左側でございますがK委員から「待機児童が発生しているにも関わらず、保育所数が減少しているのはどういうことなのか」というご指摘を頂戴しました。そこで下の方でございますが、「公立・私立全体で保育の量的拡充と質の向上に取り組んでいくこととしているが修正前の表記ではご指摘の通り全体の保育所数が減少しているように表現されてしまうため、区内の認可保育所の運営及び助成について記載をする」と訂正をさせていただきます。また、右側でございますが、I委員から「私立保育園の建替えに対する補助事業については後期でも計画事業として選定すべきである」という様なご指摘を頂戴いたしまして、修正理由という所でございますが「私立保育所施設整備助成事業は、子どもプランおよび保育計画において計画事業として位置づけられていることを踏まえ、後期の計画事業として選定する」ということでございます。次の6ページをお願いいたします。この学校

における教育分野に関しましては、G委員、I委員から「魅力ある学校づくり」の構成事業が少ないのではないかとのご指摘を頂戴いたしまして、事業の組み換えを行ったものでございます。2ページお捲りいただきまして、8ページをお願いいたします。まず中段に2つのカッコ書きで記載をしているものがございます。その上の方になりますが、第6回審議会におきましてC委員から「低炭素社会の実現において、CO2低減に交通体系の見直しは不可欠である、何らかの形で事業設定すべきである」とご指摘を頂戴いたしまして、「新たな公共交通システムによる交通戦略調査」というものを計画事業として掲載してございます。また、その下でございますが、原田会長から「環境まちづくり」で基幹事業がない」とのご指摘を頂戴いたしました。そこで15番の事業でございますが「子ども環境教育推進事業」を基幹事業として位置づけるということでございます。次のページ、9ページでございます。中央にカッコ書きで記載してございますが、第7回審議会、I委員から「区営住宅等について計画事業外とされているが、家賃が高くて大変な人たちへの需要に応えるような施策を行うべき」ということから、「1 安心な住まいづくり」の1番の事業ということで「区営住宅等維持管理事業」を後期も引き続き計画事業として位置づけさせていただくということでございます。4枚程捲っていただいて13ページでございます。1の審議会後修正の右側の方をご覧くださいますと「1 文化によるまちの活性化」の下に水色の枠を新たに設けてございます。Q委員から「公会堂の整備について何らかの位置づけを後期の計画でもすべきである」ということから「新公会堂のあり方検討」をここで入れてございます。つぎの14ページをお願いいたします。中央にやはり枠がございすけれども、D委員から意見を頂戴いたしまして「ボランティア人材バンクは学習効果をどう社会に活かすかということであって、それは施策の方向としては『個の学びから社会的な学習活動への転換』の方にむしろ位置づけるべく事業ではないのか」とのご指摘を頂戴いたしまして、その様な形で組み換えを行っているということでございます。この様なご指摘を受けて用意させていただいたような修正を行ったということでございます。よろしく願いいたします。

原田会長： 以前事務局にここで出たご意見をお聞きしましたという形ではなく、ご意見を踏まえて、どのように修正したのかを一覧表で出してほしいというお願いをいたしました。そこで本日ご説明いただいた資料がそれでございます。今日はここで全部をチェックしている時間はございませんので、今の段階でこういう主旨ではなかったという所がもしございましたらご指摘をいただこうと思います。出来るかぎり各委員から出た発言を、計画の文言であるとか体系、或いは指標の設定の仕方等々に反映をしていただいたということでございます。いかがでしょうか。

Q委員： 新しい意見でもよろしいのでしょうか。

原田会長： どうぞ。

Q委員： 改めてこの一覧表を見て、入れてほしいものを思いついたものがあります。としま未来文化財団という区が設置した団体がありますが、未来戦略推進戦略プランの中では外郭団体の見直しという項目はないかと思いますが、全般的に文化政策というものを区政の中心に据えていくという区長さんの方針の元に、文化政策を元にしてまちの魅力や価値あるまちを作っていくというような大前提の方針があって、文化政策の主

要な部分を区とともに担っていく財団に関して、計画の中に全く方針が示されていません。ある程度の政策意図を持って設立された財団に対して、今後どういう方針でやっていくのかということはかなり重要な部分だと思います。文化政策の部分の所である程度そういったことの記述を取り上げていただければと思います。

原田会長： 大変難しい問題ですが、Q委員から頂戴しました意見は、例えばどこの施策の、どの計画事業のという所と具体的に関わってまいります。是非この計画の中のどのあたりにということ、後程実際に総論と各論がお手元にあるかと思いますが、こちらの方の資料の中でこの辺りに載せたらいいのではないかと、或いはこの辺りの部分を修正して今のご発言のような内容を記載するべきではないかということ、もう1度お手数ですがお願いしようと思います。よろしいですか。

Q委員： はい。

原田会長： 先走って申しますと、とても今日は全部のチェックは出来ませんので、改めて、今日ご欠席の方も含めて全員に対して、私の意見はこうではなかった、或いは追加でこういう意見がある、ということは是非お出しただこうという説明を後程いたします。是非今の発言をもう1度、ここの施策のこの辺りにというご発言を頂戴出来ればと思います。

Q委員： 少し勘違いしておりましたが、資料8-5の13ページ、『8 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち』の中の「8-1-1文化によるまちの活性化」の計画事業が掲げられておりますが、この辺に入るのかな、という感じがします。

原田会長： 資料8-5は施策の方向の文章そのものではないので、おそらく8-3のどこかにこの文章がありましょうか。

Q委員： 或いはどこか前文とかそういうものがあって、そういう所に掲げるということでも構わないと思います。

原田会長： おそらく資料8-3のどこかの計画体系の中の文言に出てきて、関連する所があるでしょうから、そこの部分で例えばこういう文章ではいかがかというようにご意見をいただけますでしょうか。

文化商工部長： ご意見は承らせていただきます。外郭団体はいくつもあるわけで、特定の団体だけをそういった取り上げ方をするのが良いのかどうかは全体のバランスの中で事務局ともご相談させていただきたいと思います。

原田会長： 勿論そうですが、正確に委員からもう1度、この施策の、この文章の、この辺りに、こういうものを、というものをお出しいただいた方がいいのかなという気がいたしますので、その段階で今のご判断をしてくださればと思います。一旦これもお読みいただいて、この主旨ではなかった、ということがあったり、私だったっけ、と思われたり、私ではなく別の方がこういう主旨である、ということも含めてご意見を頂戴したいと存じます。今日の段階ではお配りして明らかな誤字、或いは勘違いがなければ、一旦この資料についてはこれ迄とさせていただいて、本当の本題である残りの資料をお願いいたします。

企画課長： それでは素案についてご説明させていただきます。まず前回の審議会におきまして、素案を出来るだけご覧いただいて、お目通しいただいた上で本日の審議会に臨んでいただきたいと、会長からのご指示もございまして、一週間位前を目途にお送りさせて

いただきますとご説明申し上りました。事務局案として出した後で、またこちらからご指摘もないのに一方的に変えるというのなかなか出来ないということでございまして、調整に手間取ってしまいました。本日机上に置かせていただいたということで、事前にお目通しをいただく余裕がなかったということをまずお詫びさせていただきたいと思っております。それも含めまして、まず今後の取り扱いについてご説明させていただいた後で素案についてご説明させていただきたいと存じます。資料番号8-8をお取り出しいただければと存じます。

原田会長： 今後の日程等について、というものです。

企画課長： まず「1. 審議会委員のみなさまからのご意見の集約について」ということでございます。本日も説明をさせていただき、殆ど構成のような形でご説明をさせていただいて、すぐその場でご意見を頂戴するというのはなかなか難しくございます。短い時間の中で全ての方から思っていることをお聞きするのも困難でございますので、委員の皆様からは非常にご面倒とは存じますが、年内にこの素案をご覧いただきご意見を賜りたいと考えてございます。まず意見についての作成方法でございますが、簡単に書いていただけるように後期基本計画素案に対するご意見を記載いただく表をご用意させていただきました。これに、手書き、ワープロ、何でも結構でございますのでご記載いただければと思います。そもそも様式を定めてございませんので、わざわざこれに合わせてワープロを打つのが面倒臭い、或いはこれに字を書くのが面倒という方につきましては、様式を決めてございませんので、ワープロ等何でも結構でございますので、お書きいただければと存じます。ただその際に書いていただいた委員のお名前、どこをどう直したいのか、ということをお文章からなかなか読み取りにくいものもございまして、何ページの何行目の何がおかしいのか、或いは全体の構成に対してのご意見ということもあるかもしれませんが、具体的な指摘をしていただく場合には、どこがおかしいと思うのかということをお明記いただいた上でご記載いただければ書式は構いません。それから中に封筒を用意してございます。この封筒をそのまま切手を貼らずに出していただければ事務局に届くようになってございます。またファクシミリ等を利用したいという場合については、そこに記載をしてございます事務局のファクシミリの番号にお送りいただければと存じます。またメールが一番良いという場合については、メールでお寄せいただくことも可能でございます。或いはメールの本文ではなくてワード、エクセル等のシートを添付していただいても結構でございます。それについても様式は定めませんが、その際には文章で書いていただくのと同様に、委員のお名前とどこについてのご指摘を頂戴しているのかということがわかるような形でご記載いただければと存じます。送信先については②の所に記載してございます。最後の所は「エルジー . ジェイピー」でございます。これ迄、私や私以外の事務局の職員とメールのやり取りをされている方については、ここではなく、メールのやり取りをしている宛先にお送りいただければ結構でございます。そういう意味では今日は構成についてご説明申し上げますが、中身についてはお持ち帰りいただいて、その上でご意見を頂戴できればと考えております。折角、資料8-8をお出しいただいているので、今後の日程についても説明させていただこうと思っております。区民の皆様からご意見を頂戴する為に、パブリックコメントを12月1

3日から1月12日迄実施させていただきます。その際に12月15日号の広報としまで、パブリックコメントを行う旨のご案内をさせていただきたいと存じます。また併せて、中央地区、西部地区、東部地区で、そこに記載してございますように日曜日は明るい間に、ウィークディについては夜間に、それぞれ説明会を開かせていただきたいと存じます。今回、区民委員として各団体の代表の方にご参加いただいております。もしそうした団体のお仲間の方にその旨をご周知いただければ幸いです。今日ご説明をさせていただいた後、年内に皆様からご意見等を頂戴いたしまして、第9回の基本構想審議会を来年の1月21日に開催させていただきたいと存じます。パブリックコメントを1月12日迄実施してございます。委員の皆様からのご意見を年内に頂戴するという事で、そうしたものを取りまとめた修正案をこの段階で出させていただきたいと考えております。これ迄、12月17日と1月14日に審議会を開催させていただきたいというような予備日のご案内をさせていただいておりますが、この12月17日と1月14日については開催いたしませんので、中には予定を入れて確保していただいたというようなご連絡も頂戴してございますが、この予定についてはキャンセルさせていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

原田会長：一旦、ここで区切りましょう。素案自体についてはまたご説明をお願いしたいと思います。今、資料8-8で今後の日程についてということでご説明頂戴いたしました。後程、時間がある限りご説明とご意見を頂戴する素案でございますが、先程ご説明をいただいた各委員からの意見がどの様に修正されたのか、特にご自身の意見がその修正に反映されているかどうか等々を中心にコメントを頂戴したいということでございます。1番が委員の皆様からのご意見、2番目はその作業と並行してパブコメ、世の中ではパブリックコメント(意見公募手続)とも法令上は用語が使われておりますが、パブリックコメントを実施するという事でございます。パブリックコメントというのは区民の方々に、こういう案を作りましたがいかがでしょうか、ということをお示しして、ご意見をいただく期間は大体一か月程ご用意するということです。恐らく12月17日がキャンセルになったというのはパブコメの期間と被ってしまう、もしここで開催をして案を修正するとなると区民に非常に不誠実になる、本当は修正をしているのに修正前のもをお示しして何か意見がありませんかと募集することになりますので、パブコメを開いている時期というのは案を一旦確定しておかないと区民の方に極めて失礼になる、そういったこともございまして、その一か月間は会議開催をしないということです。となると14日に開催するというのも、これもまた区民に失礼である、何故かと申しますと1日・2日で反映出来るものでは決してない、簡単なことは無視するという事です、それが出来ない以上は一定期間置かざるをえないということで、恐らく1月21日に設定をなされたと思います。議会との関係もあるでしょうが、日程の設定はその様な意図があったのだろうと推察いたします。こういうことで委員の方々と区民の方々からのご意見が出てくるということでございます。また審議会の日程については一番最後ということでしたが、今ご説明いただいた所です。この2番目については私から質問が1点、パブコメをかける場合にはこれは例えばホームページに載せるのでしょうか。

企画課長：本日素案ということでお出しいただきました。本日中に何らかの形で当審議会から

ご意見を頂戴するというのであれば、それを修正したもので13日からのパブリックコメントに出したいと思います。その際には修正したものを全文、ホームページに掲載するというごさいます。また修正して文章化したものを区の各施設においてご覧いただきます。なかなかこれを広報で配るといわけにもいきませんので、これはその様な形で周知をさせていただきます。

原田会長： ありがとうございます。是非WEB上での広報、説明会は勿論のこと、必要に応じて冊子を特定の所に置いていただく、或いは可能であれば関連の団体等にも少し郵送等でお送りするような措置を是非講じて下さればと思います。議会の方々は勿論、今日出席くださっていますので、確実に議員の方々からのご意見というのは頂戴出来るわけですが、是非、広範な方々からのご意見が出てくる様な形での周知をお願いしたいと存じます。ここ迄、今後の日程等について何かご質問ございますか。

I 委員： 質問というより意見も含めてですが、今回短期間で物凄い量をやってきているので、本当は少なくともこの審議会の中でこれならいいでしょう、というものを本来はパブコメにかけないといけないだろうと思います。そういう意味でわかりにくいのですが、委員からの意見と区民からの意見というのは、例えば取り扱いに違いがあるのでしょうか。パブコメというのは一般的には公表するということになっていますが、結果も含めてこれはこのようにしました、とか、これは取り入れられませんとか、そういうことについて一体どのようになるのでしょうか。本当は良くないと思いつつ、これでやるとしたらそういう所はどのようになるのか。

企画課長： 申し訳ございません。十分な日程が取ればご指摘の通りの運営をさせていただきたいと思っている所でございますが、なかなか難しく限られた期間の中でということでの様な措置を取らせていただきました。まず区民の方々からの意見を頂戴するというのがパブリックコメントの基本でございますので、パブリックコメントとして仕分けをさせていただくのは、この間、区民の方からいただいた意見をということにさせていただきたいと思ひます。審議会の皆様からいただいたご意見については、あくまで審議会という形で、こういうご意見を頂戴したということでもとめた上で、来年の第9回審議会でご報告させていただきたいと考えております。

原田会長： ということはパブリックコメントを実施して意見が例えば5件出てきたとして、その5件についてはこの会議帯とタイミングが早いか遅いかはわかりませんが、恐らく最終的な確定をしてからということになると思ひますが、この意見は取り入れた、この意見はこういう理由で取り入れなかった、ということの後日WEB上等でお出しになるということですね。

I 委員： 委員の人達の意見というのは年内迄やって、それは1月の21日の審議会について、ここは、委員から出た意見については、これ迄も今回もそうでしたが、ここをこのように変えましたというものが審議会に出てくるという形になるのでしょうか。

原田会長： パブコメ自体の意見というのは実際この場でご議論があるということです。

I 委員： 期間が短いので仕方がないのかもしれませんが、例えば区民から意見が出る前にこちらの方で変えたものに対して、区民から意見がある場合も出てくると思ひます。審議会の中の意見としてパブコメにかけましようというものがはっきりと明確になっていないわけです。これからまた皆様の意見を伺う、それを本当は区民の皆さんにパブコ

メをかけてどうでしょうかと意見を貰うというならわかりますが、それぞれ別個にやってしまうと区民が何も言っていない所をこちらで変えてしまうかもしれない、それが絶対駄目だというわけではないですが、その関係が区民にも見えにくいし、私達も場合によってはわかりにくくなると思います。本当はせめてこの審議会で意見を出して、とりあえずはこれでいきましょう、というものを区民の皆さんが見て、私は意見がありますからパブリックコメントも場合によっては出したいと思いますが、そのようにやらないと私としては齟齬が生じたり、曖昧になったり、わかりにくくなるのではないかと思いましたがどうでしょうか。

原田会長： 私はずっとこれ迄、パブリックコメントの研究をしてまいりまして、そこで色々な知見を得ているわけですが、案を確定した上でパブリックコメントにかけるということが本当にベターなのかということ自体かなり議論があります。恐らくこの審議会で最終的にこれを決めるのだ、ということがこの審議会で課せられた役割だとすれば、パブリックコメントに出された意見もこの場で踏まえて、我々はこんなことは思いつかなかった、パブコメでこんな意見が出てきた、その意見を斟酌しながらこの場で議論して、この場で決めていく、恐らくこれは国の各審議会でのやり方とそんなに変わりがないと思います。審議会を通じて一定の計画を作っていくということであれば、この場に反映されない意見を区民の方から頂戴して、それは確かであるということをお場で決めていくと恐らくならないのでしょうか。ですから確定したものを出して、後は区民の人から変える、区民から出てきた意見については我々としての意見が言えないということになります。やはりこの場で決めていくということになるわけです。

I 委員： 私達が意見を言えないかということそうではなくて、例えば審議会としてそれなりのものを出し、それをパブリックコメントにかけ、私達はそれを受けて、区民が言うこういうものを入れたらいいのでは、ということを変更してやるというように私はイメージを持っていたのです。ただ今回は私達としてもこういう意見が本当はもっとあるが、それが入っていないものが出て、或いは新しいものに見えるかもしれない、先程の様にこれは増やしてくださいというものも出てくるかもしれない。この状況でいくと、それを区民は見えていないわけですね。そうした時に100パーセント駄目というものではないでしょうが、そういうものはやらなくてもいいのではないかという様な意見が言えなくなってくるというのは、区民に対して不親切ではないかと思えます。

原田会長： これは延々やれば延々に100年位やっていかなくてはならない議論に必ずなりますので、どこかで区切ることはI委員もおわかりになるのではないかと思います。それは時間との関係もありますが、どこ迄お待ちするのかという観点でいうと出来る限りのことをやった結果、ここに至る。やや手元に届けられなかったのは残念ではありますが、どこかの段階で断念せざるをえなかったということではないかと思えます。ご意見はその通りです。しかしながらいつまでもゆっくりお待ちするわけにはいかないということではないかと思えます。

I 委員： 私はこのやり方はおかしいと思うのですが、皆さんがどうしてもというなら仕方ないと思います。1点だけばらばらっと見ましたら、各論178ページの6-4-3-12の事業ですが、これはこの前指摘しましたが、池袋本町地区の居住環境整備事業

なのに東池袋四・五丁目地区の補助81号線のことがまた載っています。これは私としては事務的な所だと思ったので、今回変更しましたと出ていないのかなと思ったのですが、これはミスだと私は思います。直っていないのでこれで出てしまうと良くないです。職員が足りないのだろうと私は思っているのですが、慌ててバタバタやるとミスがおきてしまうので、そういう点も踏まえて落ち着いてやってみたらどうだろうと思いますでしょうか。

原田会長： ではそうしたご発言があったのかどうか、修正が必要だということになったのかどうかも含めてギリギリ迄、パブリックコメントをかける前に資料を精査していただければと思います。人間のやることですが間違いはありますけれども、出来る限り、可能な限り、区民に見せる場合には訂正が要らない様な形でご配慮いただければと存じます。

企画課長： 申し訳ございませんでした。私は先の審議会でI委員からその様な発言があったことを覚えてございます。先程のご説明の中では全て踏まえた上で素案が成り立っているとご説明を申し上げましたが大変申し訳ございませんでした。改めて精査させていただきます。

原田会長： では引き続き作業は大変ですがよろしくお願いたします。では今後の日程については粗方ご説明をいたしました。全部は勿論不可能でございます。特に総論の部分だけでもご説明をいただくということにいたしましょう。

企画課長： それでは素案についてご説明をさせていただきます。会長から総論ということでしたが、少し各論について触れさせていただきます。資料番号8-7が各論でございます。実は後期基本計画として約230ページ位の分量が想定されてございますが、その内の200ページが各論にあたる部分でございます。この各論でございますがページをお捲りいただきますと体系がございます。32ページ、33ページが体系でございます。34ページ、35ページが施策を重点化するという事で35ページが重点化の何を選んだのかということがございます。36ページについては計画事業をどう選んだのかということがございます。これは今迄全て提案、提出をしてきたものでございます。38ページから、それぞれ8つの地域づくりの方向について見開きでどのような施策を行うのかということがご理解いただけるように38、39ページについては「参加・協働」について、40、41ページについては「福祉・健康・保健」について、42、43ページについては「子育て・教育」について、という様な見開きで見られる様な形で地域づくりの方向についてご説明をさせていただいております。これは事務局の手法が間違っていなければ、これ迄ご審議いただいた内容を要約したものとお考えいただければと思います。54ページから計画事業の目次がございます、65ページからは「すべての人が地域で共に生きていけるまち」ということで計画事業の記載があるということがございます。この計画事業の記載等についてはこれ迄ご審議をいただいて、I委員からはご指摘を頂戴してしまいましたけれども、本来であればご指摘が全て改まったものがこの各論に納まっているということがございます。この各論の部分については最後の217ページからが「第4章 公共施設の再構築・区有財産の活用」ということで、本日ご説明させていただいたものでございまして、それが各論の全容でございます。一方、資料番号8-6がこの各論に至る総論部

分ということでございます。総論として豊島区のまちづくりを今後どのようなイメージで進めていくのかという様なことが記載されているということでございます。総論のページを1ページお捲りいただきたいと存じます。一番上に記載してございますが、平成15年に策定された「豊島区基本構想」では四半世紀後の豊島区の将来像を「未来へ ひびきあう 人 まち・としま」と位置づけております。ただ、この表現は非常に抽象的な表現ということでございます。人とまちが響き合って共鳴しあっている姿というものについてはご理解いただけるかと存じますが、抽象的な姿ということでございます。この将来像を更に普遍化するという様な形で、これ迄基本計画を策定した上で、豊島区では「未来戦略推進プラン」を実施計画として策定いたしまして、その中で都市像をご案内してきたということでございます。そうしたこれ迄の都市像をまとめたものをここで記載してございます。まず活力の分野ということで、魅力と活力にあふれて住みたいまち、訪れたいまちという形での豊島区の姿として「文化と品格を誇れる価値あるまち」ということです。これは、未来の子どもたちに豊かな文化を創造し続ける地域社会を引き継ぎ、日本一の高密都市として地球環境と生態系に対する責任を果たし、さらに、暮らしと経済活動の安全で快適なステージがつくりあげられたまちの姿をイメージしているということでございます。一方で、安心を肌で感じて住んで良かった、住み続けたい豊島区の姿として「安全・安心を創造し続けるまち」というものを挙げたらどうだろうということでございます。行政にとって最も基本的な使命である、福祉、教育、防災、治安、健康施策を充実させることで、安全で安心して暮らせる、さらに行政を含めたあらゆる主体と地域から見守られているという様なことを実感することによって、安全・安心を肌で感じることによって住んで良かった、住み続けたいまちという様な2つのまちの姿を実現することによって一番下の3行でございますが、東京において魅力ある個性と存在感を発揮しつつ、高密都市としての責任を果たし未来への信頼を高める、そうした「住みたいまち・訪れたいまち」としての信頼を確かなものにした豊島区の姿というものが「未来へひびきあう、人 まち・としま」ではないだろうかということで位置づけてございます。次のページ、3ページの「計画の期間」でございますが23年度から27年度迄の5年間を計画期間としているものでございます。4ページ、次のページをお願いいたします。「計画の構成」ということでございます。計画目標というものがありまして、地域づくりの方向があります。これは8つの地域づくりの方向というものが先程、各論の所で申し上げました。この各、地域づくりの方向の下に政策がございまして、政策がそれぞれ具体的にイメージし、成果を測るための指標として成果指標というものが添えられてございます。その政策の下に施策の方向というものがございまして、政策を実現するための具体的な戦略を表しているものでございます。またその下に先程もご案内しましたが施策を実現するための実際的な手段となるものということで計画事業が位置づけられております。これを体系的に表したものがこの「計画の構成」であるということでございます。その下の下段につきましては、時代に応じた見直しを「未来戦略推進プラン」という実施計画で行っていくものでございます。5ページについては基本構想からどういう形でまちづくりの方向が基本計画で取り入れられているのかということでございます。これについてもこれ迄ご説明を申し上げました。次のペ

ージ、6ページをお願いいたします。ここでは「社会の動向」ということで3つ挙げてございます。1つ目として「少子高齢化の進行」でございます。非常に高齢者が増える世の中がやってくるということがそれぞれ推定をされているということでございます。人口が減少する一方で高齢人口は増加する、年金や医療、介護等支え合う仕組みづくり、子育ての不安感や負担を軽減し、次世代を担う子どもが健やかに育つ社会づくりを進めることが求められているということが今後の社会の動向として課題になってくるということでございます。6ページ下段でございますが「グローバル化の進行」でございます。これ迄、私達の生活を支えていた枠というものが取り払われてきているということでございます。情報化の一層の進展、或いは交通手段の進展で国境を越えた人、物、資源、情報の流通が進んでいくということでございます。7ページではただいま国でも議論をされてございます「地方分権改革の推進」というものが検討され、具体化されつつあるということでございます。この検討内容が基礎的自治体の行政運営に大きな影響を与えてくる可能性があるということでございます。次のページ、8ページにつきましては「豊島区の状況」ということでございます。「人口の動向」についての記載がございまして、11ページからは「財政の状況」が記載されてございます。13ページにつきましては今後の財政収支がどうなるのかということから、一般行政経費にける経費が1,500億から1,600億円になるのではないかという見込みがあるということは先の審議会でもご案内してきた通りでございます。次のページ、14ページをお願いいたします。「地域経営の方針」ということでございます。豊島区は現在、WHOのセーフコミュニティの認証に向けて取り組んでいるということでございます。このセーフコミュニティというものは行政が単独で行うのではなく行政以外の様々な主体の方達と協働をして、そうした協働の実施形態、実施した結果としてけが等の生命等に関わる侵害の危険性が除去されるということでございます。それを実施するにあたりまして実施主体、行政以外のもの、例えば警察、消防、或いは行政の内部でも同様でございますが、それぞれが縦割りで持っているようなものを横串で刺したような形でセーフコミュニティという視点で組み込まなければならない。一方、これを実施するにあたり区民の皆さんとの協働によって実施するということがWHOの指針に出てございます。当然、そうしたコミュニティとの共生を行っていくということ、またコミュニティの力を取り戻すことも重要でございますし、そうした地域の方の力を合わせてセーフコミュニティに取り組むということが今後の豊島区の地域経営の方針として非常に大きな視点になるという形での説明をさせていただいております。次の16ページをお願いいたします。これ迄、豊島区では未来戦略推進プランで記載させていただいておりましたが、4つの重点施策、健康、環境、文化、都市再生というものを重点施策と位置づける、これは前期の基本計画でもこの4つを重点施策とすることを位置づけてまいりましたが、未来戦略推進プランでは更に基本政策ということで、子育て・教育、福祉、参加・協働、安全・安心、という様な位置づけで、それぞれが重点施策を力強く回すことによって、まちの元気が出て、それによって基本政策の水準を押し上げるという形でこれ迄進んできましたが、今回、安全・安心、セーフコミュニティによる横断的な展開というものが地域経営の方針になったこともありまして、これを修正させていただきたいと考えておりまして、

16ページに掲載してございます。まず「安心戦略」ということでございまして、そこに記載をしてございますが区民生活の基盤をなす基本的な政策であり、住民の命と生活を守る基礎的自治体に取り組む最も基本的な使命である、「福祉」「健康」「子育て・教育」「コミュニティ」「治安・防災」を実施することによって、区民の皆さんの安全が確保され、安心を実感できるまちにするという戦略を横断的に取り組むことを「安心戦略」としています。次にこれ迄重点施策という形で位置づけてまいりましたが、価値あるまちづくりの進展を促す為の施策という形で、先程、Q委員からもご指摘がありました、施策を横断的に全ての施策を実施するという意味で豊島区は非常に文化に重点をおいているということでございまして、「文化」「環境」「都市再生」ということが人を元気づけるということでございます。これを実施することによって都市としてのイメージを高め、都市としての信頼と活力を高めていく、そうしたものを「成長戦略」と位置づけております。そして右側のページのイメージ図でございまして、まず「安心戦略」ということでございまして、「福祉」「教育」「健康」「防災」「治安」「コミュニティ」を実施することによって、「安全・安心を創造し続けるまち」となります。一方、「成長戦略」としての「文化」「環境」「都市再生」のエンジンを力強く回すことによって、「文化と品格を誇れる価値あるまち」ということでございます。そしてこの「成長戦略」を行うことによって「安心戦略」で掲げている施策の水準全体を上げていくということで、実施出来るのが「安全・安心創造都市」ではないかという形で戦略的な施策展開を行っていきたくと考えてございます。次のページ、18ページでございまして、「将来像を具体化した都市の姿」ということでございまして。最初に申し上げました様に、「未来へひびきあう、人まち・としま」ということでございまして。未来への信頼、或いは未来への責任を果たし都市としての品格を高めていく、持続可能な成長する都市経営ということで、1ページ目でお話をしました様に、基本構想では「未来へひびきあう、人まち・としま」が豊島区の四半世紀の姿という形になってございますが、これ迄、実施計画であります未来戦略推進プランでは、前のページで申し上げましたような「安心戦略」や「成長戦略」という個々の施策が実施をする到達点としての都市像を色々挙げてまいりました。ここで改めて19ページでその都市像を整理してございます。平成20年に豊島区は中野区を抜いて日本で一番密度の高い自治体になったということでございます。そうした自治体にありましても「生涯健康都市」を目指し、教育では「教育都市」を目指し、「文化創造都市」ということについてはご案内の必要もないかと存じます。人と環境にやさしいまちとしての「環境都市」、また個性ある魅力を発信するまちということで「都市再生」を行うということでございます。そしてこれらの都市像を実現することによって、「文化と品格を誇れる価値あるまち」、また「安全・安心を創造しつづけるまち」ということでございます。そしてそれによって「未来へひびきあう 人まち・としま」が実現出来ると考えてございます。20ページからは19ページで挙げましたそれぞれの都市像のイメージを記載してございます。20、21ページでは「生涯健康都市」、22、23ページでは「教育都市」、24、25ページでは「文化創造都市」、26、27ページでは「環境都市」、そして最後の28、29ページでは「都市再生」といった形でのイメージ、それぞれの目指す都市像をご説明させていただいているということでございます。この総論の

後に先程ご説明いたしました資料番号8-7の各論がつくという形で、現在素案と考えております。よろしくお願いたします。

原田会長： もう1度確認いたしますと、こちらの「第1編 総論」と「各論」を含めてパブリックコメントにかけるといことです。パブリックコメントにかけられるべき案としては先程ご説明をいただいた8-3、8-4、8-5で、各委員の意見がこの中に盛り込まれているといことです。8-3から5迄の事業の修正の内容はここに反映された形でパブリックコメントにかけられているといことですね。本日全部というわけには到底まいりませんし、皆様方におかれましては思いもよらない冬休みの宿題という形になりましたが、この時間ではパラパラ見る位しか出来ませんので、是非お時間をお作りいただいて、お目通しくださいませ幸いです。またそれにつきまして先程もご説明ございました様に各委員からの意見は年末迄、年末といのは31日迄でしょうか。

企画課長： 明確に年が明けて来たものは没にするといことはございせんが、皆様の意見は重く受け止めさせていただきたいと考えてございせん。またこれ迄、審議の内容で充分ご説明させていただいた、或いは今日出来るだけ気持の熱い内にご意見を頂戴出来ればと思っておりますので、年内を目途に、年内でなければ駄目という訳ではございせんが年内を目途に頂戴出来ればと幸いと思ひます。

原田会長： はい。年内を目途にといこととございせん。ここにいらっしゃる方々の9割、8割位になるのかもしれませんが、区民の方でいらっしゃるのでパブリックコメントをもってお出しいただくといことも勿論可能であります。ですが、この場で色々議論してまいりましたので、実際に意見の修正をする際には、あの委員は良くこういことをおっしゃっていたな、これはこうい意図ではなかつたであろうか、といことが充分わかるためにも出来れば年内迄に委員としてはお出しいただきたいと存じます。では限られた時間でございせんけれども思いつく限りで感想等でも結構でございせんので何かご意見ございせんか。

I 委員： 総論の21ページに「あらゆる世代の健康づくりの拠点となる「健康センター構想」を実現します」といことで載っていますが、特に具体的に、池袋保健所に隣接した健康センター構想の実現となつていっています。私達議員は庁舎の建替えの所等で結構意見が出ている所で、この間もちょっと言つたのでわかりますが、各論の中でも少し出ていましてか。今迄議論をしてきたとい様な記憶がないのですがどうでしょうか。

健康担当部長： この基本構想審議会の中では説明はございせんでしたが、未来戦略推進プランの中で健康センター構想といのはずっと取りまとめされておひまして、その中身の再掲の様な形でこちらに掲載させていただいております。

I 委員： 今迄の議論のことがここに入つていといけれども、結構今迄色々区が考えてきたことが入つてい、具体的にこれは良いとか悪いとかい議論が殆どなかつた様なものが出ていのはおかしいのではないかと思ひました。

原田会長： おっしゃる通りで、もしこれが基本構想内に全く出てきていないといことであれば別ですが、特定の施策のもののインプリケーションとして背後にあつたのだろうなと推察いたします。その辺りになると、議論をしていないものがここに載つているかどうかといことはなかなか判断が難しい所ですがいかがでしょうか。

企画課長： 未来戦略推進プランというものがございまして、毎年度策定をいたしまして、それについてはパブリックコメントということで区民の皆さんのご意見も頂戴した上で作成をしております。その中の40ページにこの健康センター構想というものについて記載がされてございます。そういう意味では豊島区はこれ迄もそういった構想を掲げてきたということでございまして、それを引き継いでいるということになります。計画事業の中でも前期の基本計画以降、策定されてまいりました未来戦略推進プランで毎年度修正された計画事業を引き継いでいるということもございまして。そういう意味ではこの未来戦略推進プランの中の考え方を取り入れているという形で記載をさせていただいているものと考えております。

原田会長： ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

E委員： まず私どもが計画書を読むにあたって2つ程お願いがあります。1つは区民説明会が1時間程の短い時間で行われる為に恐らくわかりやすい資料をお作りになると思うので、それを私どもにもいただければというのが1点でございまして。それから大変わかりやすく、各論の35ページで色分けをしていただいた重点化というのはとてもわかりやすい資料になっていると思います。更にリクエストとしましてはこの黄色で色付けをした重点、且つこれが目玉だというのがこの政策領域内でどれ位の予算比になっているのか、円グラフか何かで示していただけるとまたわかりやすくなり、そういったものをお示しいただくと大変助かると思います。最後ですが前々回の議論から終わった後に考えたことがございまして、産業の箇所でも、ものづくり系の部分を拝見した時に戦後、恐らく印刷業等を中心に軽工業がこの地域で引っ張られてきていると思いますが、その創業者の方がリタイアされて、事業継承されるケースがとても多いと予想されます。そういったことになってきますと技術産業系ですと技術部分では勝っているのに事業継承する時に固定資産税や相続税がかかってしまって、そちらの方に負けてしまってマーケットから退場せざるをえないリスクがあるかと考えました。豊島区内の産業構成的にそういう技術系が強くなければ重点化する必要はないかと思いましたが、もし工業系がとても大事であるという位置づけであるなら、M&Aで処理していくのか固定資産税減税等わかりませんが、つまり技術で勝っているのに税制に負けたというのは勿体ない話なので、統計データが手元にないので心元ないですが、退場するともうマンションになるしかないの、ちょっとその辺の事業継承のようなものが大事な要素があるならばご検討いただければ、そうでないならばこのままということをお願いします。

原田会長： まず後者の点のご質問からお願いします。

文化商工部長： 未来戦略推進プランの中では事業継承支援事業というのは載っていますが、計画事業の中では今回取り上げていません。非常に重要な問題ではあると思いますので検討させていただきます。

原田会長： 実態は詳しく存じませんが、豊島区としてこれだというものであれば計画事業化の可否も含めてご検討くださればと思います。前者についてはいかがでしょうか。

企画課長： まず予算配分云々ということでございまして、未来戦略推進プランが実施計画ということでございまして。この中でそれぞれの施策の体系や、今回の後期では8つでしたが、これ迄の7つのまちづくりの方向を元にどれだけ予算がかけられているか、その

中で新規事業、拡充事業等がどれだけあるのか、或いは事業数がどうかということについてはまとめさせていただいております。ただ重点施策という様な形でまとめている資料がございませんので、今後どういう形でまとめられるかは検討させていただきたいと思っております。また先程の事業継承については非常に重要なことであろうとは思いますが、ご提案いただいた相続税、固定資産税というものが、区が所管出来ない税制度でございますので、それをどう取り入れられるかということについても所管の方と相談させていただきたいと思っております。

原田会長： E委員がおっしゃったわかりやすい資料がもし出来ましたら、是非各委員の方々にもお送りいただきたいと思っております。また予算の方は【再掲】の事業をどのように扱うのか難しい処理もございしますが、可能な限り取り組んでいただければと思っております。

M委員： 後で質問票を出しますが、総論の中で18ページ以降の「将来像を具体化した都市の姿」の文化と品格云々の文言の中に、私は民生委員ですので文化というのはイコール福祉と比例すると考えていますが、ずっと見ると福祉に関する言葉というのが殆どありません。何故だろうと思うのですが、豊島区は1人暮らしの高齢者が圧倒的に多いわけですね。そういうものを抱えている都市の姿というものの将来性について一言もその辺に触れていないというのに私は疑問を呈しますがいかがでしょうか。

企画課長： 総論の24ページの左下でございます。今ご指摘いただいた部分は非常に重要であると考えております。特に福祉と文化の融合ということについても施策展開で触れておりますが、これで十分かどうかということについては検討させていただきます。

原田会長： 人口の一定の割合がそうした一人暮らしの自宅高齢者であるということであれば、その割合という程遠いかなとしても一定程度反映した方がいいのかなという気がいたします。ではそろそろ時間となりました。もう1度まとめさせていただきたいと存じます。本日は、先程資料8-8でお示しをいたしましたように、次回の審議会といたしまして1月21日でございます。年内迄に各位におかれましては是非ご意見を事務局迄お出しただければ幸いです。またパブリックコメントにつきましても12月から1月にかけて実施をされるということでございますので、次回の審議会ではそうしたパブリックコメントでどういう意見が寄せられたのかということについても是非ご議論いただきたいと存じます。そうしたことを踏まえまして委員の方々からお出しただいたご意見を更に踏まえて、もう1回最終成案が出てくるということです。ということですので、その最終成案についてご説明いただいた後で、あまりその修正がなければこの第9回でまとめることが出来るかもしれませんし、沢山の意見が出すぎて困ったなということであれば、もう1日の28日迄含めて検討する余地が充分にあるということでございます。ということで一応は第9回、しかし10回目も厭わないという形で今後も進めてまいりたいと存じます。それではちょうど20時半になりましたので第8回基本構想審議会をこれにて終了させていただきます。

<p>会議の結果</p>	<p>(1) 継続審議 (2) 計画素案について、審議会委員より年内に意見を募る。 (3) 12 月 13 日より、豊島区基本計画(案)についてパブリックコメントを実施する。 (4) 次回日程は1月 21 日とし、事務局よりあらためて通知する。</p>
--------------	---

<p>提出された資料等</p>	<p>【配布資料】 資料 8 - 1 公共施設の再構築・区有財産の活用 資料 8 - 2 新たな行政経営 資料 8 - 3 後期基本計画体系修正案対比表 資料 8 - 4 後期基本計画成果指標修正案 資料 8 - 5 基本計画の計画事業対比表 資料 8 - 6 後期基本計画総論 (素案) 資料 8 - 7 後期基本計画各論 (素案) 資料 8 - 8 今後の日程等について</p>
-----------------	--